三　受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者が第十五条の十一の十五第六項（第百四十七条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定による監査を実施する場合にあつては、その求めに応じること。

四　第二号の記録及び報告を二年間保存すること。

五　第二号の記録について、登録受渡業者に文書により報告すること。

11　登録受渡業者は、薬局又は店舗が登録受渡店舗と同一の都道府県の区域内に所在しない場合にあつては、その薬局開設者又は店舗販売業者との間で、受渡委託の契約を締結してはならない。

12　登録受渡業者は、第九項の契約書、受渡委託販売等業務手順書及び受渡業務手順書に基づき、登録受渡店舗において行う受渡しの適正かつ円滑な実施に必要な体制を整備しなければならない。

13　登録受渡業者は、前項の必要な体制の整備のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　次に掲げる登録受渡店舗責任者の権限を明らかにすること。

イ　登録受渡店舗に勤務する従業者に対する受渡しに関する業務の指示及び監督並びに受渡管理者への相談に関する権限

ロ　イに掲げるもののほか、登録受渡店舗の管理に関する権限

二　次に掲げる措置を講じること。

イ　法令遵守のための指針を策定し、登録受渡店舗に勤務する従業者に対して示すこと。

ロ　受渡委託をする薬局開設者又は店舗販売業者が行う受渡しに係る一般用医薬品の管理において、受渡業務手順書に定められた登録受渡店舗における業務が適切に行われるために必要な措置

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、前項の必要な体制を整備し、実効的に機能させるために必要な措置

（登録受渡店舗における掲示）

第百四十七条の二十八　法第二十九条の十一の規定による掲示は、次項に定める事項を表示した掲示板によるものとする。

2　法第二十九条の十一の厚生労働省令で定める事項は、別表第一の五のとおりとする。

（配置販売業の許可の申請）

第百四十八条　（略）

2・3　（略）

4　法第三十条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条の二第十項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5　（略）

（準用）

第百四十九条　配置販売業者については、第二条及び第四条から第六条まで及び第七条（同条第三号、第九号、第十号及び第十三号から第十七号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「配置販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十二号中「第一条の二第五項各号」とあるのは「第百四十八条第二項第八号イからニまで」と読み替えるものとする。

（新設）

（配置販売業の許可の申請）

第百四十八条　（略）

2・3　（略）

4　法第三十条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条の二第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5　（略）

（準用）

第百四十九条　配置販売業者については、第二条及び第四条から第七条まで（同条第三号、第九号、第十号及び第十三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「配置販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十二号中「第一条の二第三項各号」とあるのは「第百四十八条第二項第八号イからニまで」と読み替えるものとする。